

令和2年度 定期監査報告 (第5号)

1. 監査の対象 水産経済部〔水産振興課、農林課、港湾課〕
2. 監査の期間 自 令和2年11月 2日
至 令和2年11月27日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る令和元年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
 - ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
 - ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否
 - ⑧ 支出科目の当否

- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 水産経済部

● 水産振興課

○ 水産振興担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 航行報告証明手数料及び船員手帳手数料において、根室市会計規則第33条第1項第3号に基づき収納金払込処理を行わなければならないが、払込処理が遅延しているものがあるので、会計規則に基づき速やかに払込処理するよう改善されたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 消耗品の支出において、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律第6条に基づき、納入業者から適法な支払請求を受けた日から30日以内に支払わなければならないが、30日を超えた支払いとなっており、不適切な事務処理となっているので、速やかに事務処理されるよう是正されたい。

○ 水産振興担当（流通加工センター汚水処理事業特別会計）

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室市水産物産地流通加工センター汚水処理場管理運営委託業務において、受託者より契約書第10条に基づく業務完了報告書の提出を受けて、契約書第11条に基づく検査及び検査書の作成、受託者への結果通知を行わなければならないが、行われていないので、契約書に基づき事務処理されたい。

○ 水産指導担当

- ・特記事項なし

● 農林課

○ 農政担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 農業会館維持管理業務委託において、契約書第13条第2項に基づく検査書は作成されているが、検査の結果の通知がなされていないので、契約書どおり履行されるよう適正に事務処理されたい。

○ 林務・自然保護担当（林務）

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 市有林測量業務委託において、業務委託仕様書 1. 一般的事項（2）には、受注者が測量業務責任者を定め、氏名等を市に通知することとなっているが、通知されていないので、受注者に対し仕様書通り履行するよう指導されたい。
- (2) 市民の森監視・清掃業務委託において、
 - ① 業務委託仕様書 1. 一般的事項（2）③には、受注者より業務に係る 1 ヶ月の勤務予定表を前月 20 日までに市へ通知することとなっているが、通知されていないので、受注者に対し仕様書通り履行するよう指導されたい。
 - ② 委託業務の積算にあたり、一般管理費等の積算内容が一式としているため、積算根拠が不明であるので、積算内容が明確になるよう記載されたい。
- (3) 市有林管理業務委託において、委託費用の積算にあたり、諸経費の積算内容が一式としているため、積算根拠が不明であるので、積算内容が明確になるよう記載されたい。

2. 財産事務について

【指摘事項】

- (1) 市有林野使用許可において、申請者から申請のあった使用面積と使用許可書の許可面積に相違があるので、書類の作成にあたっては、内容の確認を徹底されたい。

○ 林務・自然保護担当（自然保護）

・特記事項なし

● 港湾課

○ 港政担当、港湾管理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 海岸保全施設（防潮堤）の管理委託において、2 箇所施設の施設管理を委託している事業者からの毎月提出される整備点検記録簿が、1 箇所のみ報告となっており、契約内容と相違があるので、精査の上事務処理されたい。